

12月3日～9日は「障害者週間」です

【各種手当等振込みのお知らせ】

特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月13日ごろに振り込みます。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

☎ 551・1742

▼福生市の状況

平成 25 年 4 月現在、福生市における障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者福祉保健手帳）登録者数は、合計約 2,226 人で、市の人口の約 3.8% です。

▼障害者週間とは

「障害者週間」は、平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定されました。この一週間は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かってそれぞれが考える週間です。

■障害者週間イベント

【日時】12 月 3 日(火)～9 日(月)

【場所】市役所 1 階ロビー

【内容】市内障害者施設に入通所している方の作品展示・授産品の販売等※販売は一部の期間のみ実施

●高次脳機能障害についての相談・講演会

【日時】12 月 7 日(土)午後 1 時 30 分～3 時 30 分 ※相談会は 3 時から

【場所】市役所第一棟 2 階第 1・2 会議室

＜内容＞ ①講演

【講演名】「高次脳機能障害とは？」

【講師】中村哲治氏（東京都心身障害者福祉センター高次脳機能障害者支援担当）

【講演名】「ある日、突然、夫が違う人に～高次脳機能障害者の家族の心～」

【講師】井上隆子氏（高次脳機能障害者家族会「なんてんの会」会長）

②相談会

【対象】18 歳以上で高次脳機能障害に関心のある方

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

■ヘルプカードについて

障害のある人には、自分から「困った」となかなか伝えられないことがあります。支援が必要なのに、「コミュニケーションに障害があってそれを伝えられない人」、「困っていることそのものがわからない人」がいます。

ヘルプカードは、そんな困った、支援が必要なときに、支援してほしい内容や連絡先、対応策などをカードに記載し、緊急時等に提示することで、周囲の人に配慮や手助けをお願いしやすくするものです。カードを持っている方が困っているときは、内容に沿ってご協力をお願いします。

【ヘルプカードの配布について】障害者の方へ、ヘルプカードの配布を始めます。希望者は、名前のわかるもの（手帳、保険証等）を持って、市役所 1 階 10-1 番障害福祉課へお越しください。受け取りは本人以外でも可能です。

【配布開始日】12 月 3 日(火)～

【対象】障害者の方

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742



■心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します

障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは障害福祉課へご相談ください。
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742、☎ 552・5150

◆福生市障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する通報窓口。虐待に気づいたら、速やかに通報してください。

【問合せ】障害福祉課内 ☎ 551・1511

●●●主な福祉施策●●●

＜医療・手当等＞

◆自立支援医療

更生医療・育成医療・精神通院医療の 3 種類があり原則 1 割負担です（所得により上限月額が設けられています。生活保護の方の自己負担はありません）。
＜更生医療＞身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成

【対象】18 歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

＜育成医療＞手術等の治療にかかる医療費を助成

【対象】18 歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方（担当は子育て支援課子育て支援係）
＜精神通院医療＞在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成（全額助成になる場合もあります。）

【対象】精神疾患を有し通院している方

◆心身障害者（児）医療費助成

重度の障害をお持ちの方の医療費の一部を助成

【対象】身体障害者手帳 1・2 級（内部障害は 3 級）または愛の手帳 1・2 度の方（所得制限、年齢制限等の給付条件により受給できない方もいます。）

◆心身障害者福祉手当

【対象】身体障害者手帳 1～4 級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方（所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます。）

◆難病等医療費助成

【対象】①指定難病の方②市内に住所を有している方③健康保険に加入し、ほかの

医療給付制度（生活保護等）を受けていない方④医療費助成の認定基準を満たした方（①②③④のいずれにも該当する方）

◆小児慢性疾患医療費助成

【対象】18 歳未満で、小児慢性対象疾患に罹患している方（ただし、18 歳以降についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20 歳まで延長可能となります。）

◆小児精神障害者入院医療費助成

【対象】精神科への入院治療を必要とする満 18 歳未満の方

◆特別障害者手当

【対象】20 歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方

◆障害児福祉手当

【対象】20 歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方

◆東京都重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

◆特殊疾病患者福祉手当

【対象】東京都難病医療費受給者証を交付されている方など（心身障害者福祉手当を受給している方は除く）

■子育て支援課窓口の手当■

◆児童育成手当（障害手当）

【対象】次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方

①身体障害者手帳おおむね 1・2 級程度②愛の手帳おおむね 1～3 度程度③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

◆特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方

①身体障害者手帳おおむね 1～3 級程度②愛の手帳おおむね 1～3 度程度③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

＜住宅費・交通費等の助成＞

◆住宅設備の改善給付事業

浴室や便所、居室などの住宅内部を

改善する事業

【対象】原則 6 歳以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害が 2 級以上の方、及び補装具として車いすを購入した内部障害者

◆自動車改造費用助成事業

就労等のために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成

【対象】18 歳以上で、上肢、下肢または体幹機能に係る障害が 1・2 級の重度身体障害者の方

◆心身障害者自動車運転教習助成事業

免許取得に必要な一部経費を助成

【対象】市内に引き続き 3 か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳 3 級以上（内部障害の方は 4 級以上、下肢または体幹障害については 5 級以上で、歩行困難）の方、及び愛の手帳 4 度以上の方

◆心身障害者タクシー利用券給付事業

【対象】身体障害者手帳 2 級以上の方（内部、下肢、体幹機能障害は 3 級以上）または愛の手帳 2 度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方（支給限度内でガソリン券との併給も可）

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業

【対象】前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件（支給限度内でタクシー券との併給も可）

（このほかに）▽テレビ受信料の減免▽都営交通の無料乗車券発行▽民営バスの割引▽民営鉄道の割引▽航空運賃の割引▽有料道路通行料金の割引などがあります。

◆指定収集袋（ごみ袋）の減免

【対象】身体障害者手帳（1・2 級）、愛の手帳（1・2 度）または精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

◆下水道使用料減免

【対象】身体障害者手帳（1・2 級）、愛の手帳（1・2 度）または精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

◆市営福生駅西口駐車場使用料免除

【対象】身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（2 時間まで）

◆自転車等駐車場使用料免除

【対象】身体障害者手帳、愛の手帳ま

たは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

＜日常生活支援・援助＞

◆補装具費の支給

【対象】身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方

◆重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【対象】ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者・障害児の方

◆重度身体障害児入浴サービス

【対象】家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害児（6～17 歳）の方

◆おむつ等助成事業

【対象】身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方（おおむね 3 歳以上 65 歳未満）

◆寝具乾燥車派遣事業

重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月 1 回、寝具乾燥車を派遣

◆原子爆弾被爆者援護（居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等）

【対象】被爆者、被爆者の子

＜緊急時対策＞

◆重度身体障害者等緊急通報システム

緊急時に無線発報器等により消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム

【対象】18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）、特殊疾病患者（都の医療券をお持ちの方）

◆重度心身障害者火災安全システム

家庭内での火災時に、住宅用防災機器が自動的に消防庁に通報するシステム

【対象】18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）や重度知的障害者（2 度以上）

＜自立支援給付＞

◆居宅介護（ホームヘルプサービス）

◆重度訪問介護◆同行援護◆行動援護

◆重度障害者等包括支援◆短期入所（ショートステイ）◆療養介護◆生活介護◆自立訓練（機能訓練・生活訓練）

◆宿泊型自立訓練◆就労移行支援◆就労継続支援（雇用型・非雇用型）◆障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）◆共同生活介護（ケアホーム）

◆共同生活援助（グループホーム）

➤ 6 面に続きます

